

ID: 73

担当部署: 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	高根沢町仁井田地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第9条ただし書(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
<b>例 規 番 号</b>	平成6年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。 (利用料金の還付)</p> <p>第9条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責によらない理由により、利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日